

休日保育のご案内



宮津市では、子育て及び仕事の両立支援を図るため、休日保育を実施しております。

宮津市が2号認定・3号認定をした保育施設の子どもを対象に、保護者の就労等により、ご家庭でお子様を保育することが困難な場合、休日においても市が指定する保育施設で保育を行います。

- 実施日 休日（日曜日、国民の祝日（12/29～1/3は除く））
- 対象子ども 本市に住所を有し、現に保育所（園）に入所する子どもで、休日・祝日においても保育が必要な子ども
- 実施保育園 府中子ども園（宮津市字中野 557 番地の1）
- 実施時間 午前8時から午後6時まで
- 利用者負担額 利用料は通常保育の保育料に含まれます。
※休日保育を利用する場合は、原則通常通っておられる保育施設を月曜日から土曜日までの間で休み、1週間に1日は保護者が子どもを養育することとなっています。
- 申込方法 休日保育利用子どもの振替休日表（1ヶ月単位）及び休日保育利用登録書（年度の初回のみ提出が必要）を、利用日の5日前までに通園されている保育施設へ提出して下さい。（申請に必要な書類及び準備物一覧表は現在通園されている保育施設にあります。）
- その他 (1) 給食、おやつを提供します。
(2) お子様は、保護者が直接送迎して下さい。
- 問い合わせ 子育て支援係（別館1F）TEL 45-1621

